

決算報告書作成要領の変更について
(案)

決算報告書は、電気事業法（以下「法」という。）第28条の53及び広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（以下「省令」という。）第13条の規定に基づき、収入支出決算書及び債務に関する計算書から構成され、これらを財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書とともに作成し、経済産業大臣に提出し、承認を受ける必要がある。

また、事業報告書以外の上記の書類は、会計規程第43条の規定に基づき、監査法人の監査を受けなければならない。

決算報告書の監査の主眼は、この書類が、法、省令、会計規程並びに決算報告書作成要領に準拠したものであるかである。

今般、2024年度決算に関する監査法人との協議を踏まえ、決算報告書の準拠元である決算報告書作成要領の決裁権限者を理事会とする旨明記し、併せて2025年4月1日の会計・調達業務の細則に関する規程の変更を反映すべく、決算報告書作成要領を一部変更する。

以 上

【添付資料】

別紙：決算報告書作成要領の変更案 新旧対照表